平成２９年（フ）第４６号
秋田県大館市字八幡沢岱44番地５
債務者　関　　勇人
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第１３号
三重県鈴鹿市平田２丁目12番23号　パルミラＢ106号
債務者　木村　寛治
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６９８号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目25番18号、前住所兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目34番９号　第２豊マンション205
債務者　奥　　智子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２１号
鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目151番地３　サンライフマンション602号、旧住所長野県飯田市八幡町2032番地１
債務者　山根　崇平
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３３号
鳥取県八頭郡八頭町門尾32番地
債務者　山根　勝義
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
岡山県倉敷市児島阿津２－７－53（介護老人保健施設オアシスＫ－３内）、住民票上の住所岡山市北区北長瀬本町22番24号　サンビレッジ北長瀬Ｅ101
債務者　若林　　修
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５号
山口県下関市王喜本町２丁目１番30号　ｓ－ｅａｒｔｈ王喜　203号、前住所山口県下関市王司川端１丁目４番40号
債務者　田口　正教
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
徳島県徳島市西新浜町１丁目３番33―156号、旧住所徳島県阿南市黒津地町戎野35番地５
債務者　北山　　晃
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４８号
徳島県徳島市沖浜町北川730番地の１　木下アパート501号室、旧住所徳島県徳島市南昭和町５丁目61番地の１
債務者　米川　裕士
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９７号
徳島県徳島市南島田町３丁目６番地の４
債務者　石田　　正
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
徳島県阿南市津乃峰町中分85番地３　谷中マンションＢ101号室
債務者　福永　裕幸
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第３７号
徳島県阿南市津乃峰町中分85番地３　谷中マンションＢ101号室
債務者　福永レイ子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第２７０号
愛媛県松山市祝谷３丁目１番８号
債務者　衞**藤**　陽子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
愛媛県四国中央市寒川町1449番地、前住所愛媛県四国中央市具定町20番地　山田団地　53番13号
債務者　石川　典子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第６３号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字小松243番地
債務者　亀岡真由美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部